

許可番号 42BS005020



医療機器修理業許可証

氏名又は名称 株式会社テクノ・スズタ

事業所の名称 株式会社テクノ・スズタ商品センター

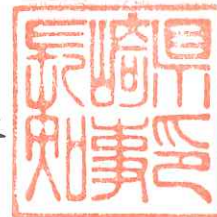
事業所の所在地 長崎県長崎市中里町1384

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和6年10月25日

長崎県知事

大石 賢吾



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 令和6年11月1日 から

令和11年10月31日 まで

4230678000109

(教 示)

1. この処分について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除く。）。
2. この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、提起することができます。（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。